

[事案 2020-268] 慰謝料請求

・令和3年9月6日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の募集行為に問題があったことを理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年2月に契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、募集行為に問題があったため、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) リスクのある商品は購入したくないと言ったにもかかわらず、本契約を勧められた。
- (2) ニュージーランド・ドルについて公式な募集資料を使うことなく、私製のグラフなどで説明を受け、損失が発生することについての説明がなかった。また、手数料が発生しないとされたが、実際には発生した。

<保険会社の主張>

募集行為において、精神的苦痛に至る不法行為は認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集行為における問題は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。